

史跡筑後国府跡整備基本設計業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 25 日

久留米市長 原 口 新 五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：史跡筑後国府跡整備基本設計業務委託
- (2) 履行場所：久留米市役所及び受注者事務所等
- (3) 業務内容：一般仕様書及び特記仕様書（別紙）のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：
予定価格 16,975,200 円（うち消費税及び地方消費税相当額 1,543,200 円）
入札書比較価格 15,432,000 円（税抜）
- (6) 最低制限価格：11,574,000 円（税抜）
- (7) 支払条件：前金制 無、部分払 無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税等（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員

でないこと。

- (7) 規則第 16 条第 3 項に規定する有資格者名簿（以下、「名簿」という。）に搭載されている者であること。
- (8) 名簿に希望業種「造園設計」で登録されている者であること。
- (9) 福岡県内にて本店又は、支店等を有する事業者であること。
- (10) 過去 10 年間に於いて、史跡整備関係設計業務の実績を有すること
実績とは、地方自治体から受注し完了した実績をいう。

3 契約条項を示す場所

市民文化部 文化財保護課（事務局）

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

(1) 提出書類

- ア. 入札書（第 5 号様式）
- イ. 業務実績確認書・契約書の写し
- ウ. 開札立会い希望願（希望者のみ）

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 13 日（月）必着

(3) 提出先（宛先）

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3
市民文化部 文化財保護課（事務局）

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び、イ. 業務実績確認書とウ. 開札立会い希望願（希望者のみ）を入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

(1) 日時：令和8年7月14日（火）13時

(2) 場所：久留米市役所12階会議室

(3) 立会い

入札者のうち立会希望者（開札立会い希望願を提出したもの）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条第1項第3号に基づき、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。

オ 入札書に記載された事項に誤字、脱字等があつて必要事項を確認できないとき。

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から令和8年7月6日（月）17時15分まで

② 受付場所：市民文化部 文化財保護課（事務局）

③ 質問の提出方法：

FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和 8 年 7 月 8 日（水）までに質問者に対して E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（2）契約締結日

落札した者は、令和 8 年 7 月 21 日までに契約締結の手続を行うこと。

9 その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。

（3）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

（4）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

（5）不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

（6）落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

（7）指定の郵送方法をとらない場合は、無効とする場合がある。

1 1 問い合わせ先（事務局）

久留米市 市民文化部 文化財保護課（久留米市役所 12 階）

担当：神保・江島

住所：福岡県久留米市城南町 15 番地 3

電話：0942（30）9322

FAX：0942（30）9714

E メール：bunkazai@city.kurume.lg.jp